

◎ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律
律案新旧対照表

○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。 〔削る〕 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕	（出入国管理及び難民認定法の一部改正） 第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。 目次中「第二十二条の五」を「第二十二条の六」に改める。 〔略〕 第二十二条第二項中「かつ、」の下に「この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」を加える。 第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。 八 永住者の在留資格をもつて在留する者が、この法律に規定する義務を遵守せず（第十一号及び第十二号に掲げる事実に該当する場合を除く。）、又は故意に公租公課の支払をしな いこと。 九 永住者の在留資格をもつて在留する者が、刑法第二編第十章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六

〔削る〕

章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百三十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたこと。

第四章第二節中第二十二條の五の次に次の一條を加える。

（永住者の在留資格の取消しに伴う職権による在留資格の変更）

第二十二條の六 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人について、第二十二條の四第一項第八号又は第九号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十條の規定にかかわらず、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる場合の区

〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔略〕

分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該外国人が引き続き中长期在留者に該当することとなる
とき 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる場合
の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 当該外国人が旅券を所持しているとき 当該外国人の旅
券への新たな在留資格及び在留期間の記載

ロ 当該外国人が旅券を所持していないとき 当該外国人に
対する新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証
明書の交付

〔略〕

第六十一条の八の三第一項第三号中「第五十条第七項」を「第
二十二条の六第二項第一号、第五十条第七項」に改める。

第六十二条の見出しを「（退去強制事由に係る通報）」に改
め、同条の次に次の一条を加える。

（在留資格の取消しに係る通報）

第六十二条の二 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行
するに当たつて第二十二条の四第一項各号のいずれかに該当す
ると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することが
できる。

2 前条第五項の規定は、前項の通報について準用する。

〔略〕

附 則 (政府の措置) 第二十四条 [略] 2・3 [略] [削る]	附 則 (政府の措置) 第二十四条 [略] 2・3 [略] 4 政府は、本邦に在留する外国人に係る社会保障制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第二十二條第二項及び第二十二條の四第一項の規定その他の新入管法及び育成就労法の規定の趣旨及び内容について、本邦に在留する外国人及び関係者に周知を図るものとする。 (永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たつての配慮) 第二十五條 新入管法第二十二條の四第一項(第八号に係る部分に限る。)の規定の適用に当たつては、新入管法別表第二の永住者の在留資格をもつて在留する外国人の適正な在留を確保する観点から、同号に該当すると思料される外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他の当該外国人の置かれている状況に十分配慮するものとする。
第二十五條 削除	